

令和 7 年度

お宅のブロック塀は安全ですか？

－事前の撤去で守れる命－

～御坊市ブロック塀等撤去改善事業補助金のご案内～

平成30年6月18日に大阪府北部で最大震度6弱の大きな地震が起こりました。
その地震によりブロック塀が倒壊し、尊い命が失われました。

老朽化したブロック塀や基準を満たさないブロック塀は“**非常に危険**”なため、人的被害はもとより、津波等からの避難や緊急車両の通行の妨げの原因にもなります。

このような危険な状況を事前に防ぐため、御坊市では『ブロック塀等撤去改善事業』を実施していますので、ご活用を検討をお願いします。

【申請期間】

令和 7 年 4 月 1 日（火） ～ 令和 7 年 12 月 26 日（金）

ブロック塀等の撤去改善が、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに完了できる方に限ります。

※申請前に工事着手された場合は、補助対象とならないのでご注意ください。

【補助対象】

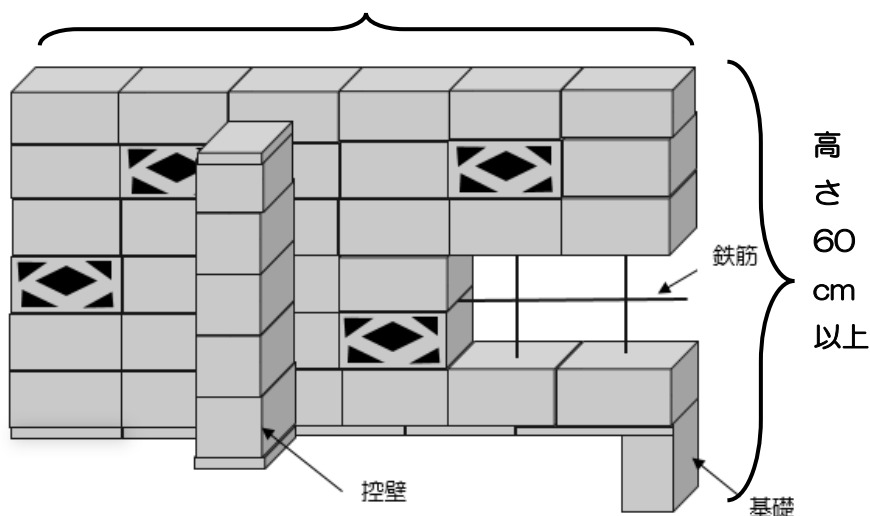
道路に面するブロック塀等の撤去改善費用の一部補助をおこなっています。

「対象となるブロック塀等」…高さ 60 cm 以上かつ、延長 2m 以上のコンクリートブロック塀造り・石造りレンガ造り等。

「申請者」…市内のブロック塀等の撤去改善を行う所有者等で市税を完納している方。

※申請は一つの敷地につき、1 回限りとなっており、過去にこの事業をご利用された方は対象外となりますのでご了承ください。

延長 2m 以上（控壁も含めます）



ブロック塀等の撤去改善を
考えられている方は、危機管理
課（☎23-5528）までご連絡
ください。

その際は、ブロック塀の高さ
や長さなど教えて頂けると幸
いです。

後日、職員が伺います。

詳しくは、危機管理課（☎0738-23-5528）までご連絡ください。

【補助金額】

「ブロック塀等の撤去事業」

当該事業に要する経費（見積金額）と基準額（8,900 円/m）と比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内とし、1 敷地につき10万円を上限とする。

「ブロック塀等の改善事業」（ブロック塀等を撤去し、アルミフェンスや生け垣などへ転換する工事）

当該事業に要する経費（見積金額）と基準額（15,000 円/m）と比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内とし、1 敷地につき 10万円 を上限とする。

- ・既存ブロック塀等の撤去が伴わない場合は、補助対象外。
- ・撤去後に再度、同じようなブロック塀等を作造する工事は、補助対象外。

補助金の計算例について

【長さ 10mのブロック塀等を撤去する場合】

①見積金額 100,000 円 ②基準額 89,000 円 (8,900 円/m×10m)

① $100,000 \text{ 円} \times 1/2 = 50,000 \text{ 円} \Rightarrow$ ~~補助額 50,000 円~~

② $89,000 \text{ 円} \times 1/2 = 44,500 \text{ 円} \Rightarrow$ 補助額 44,000 円

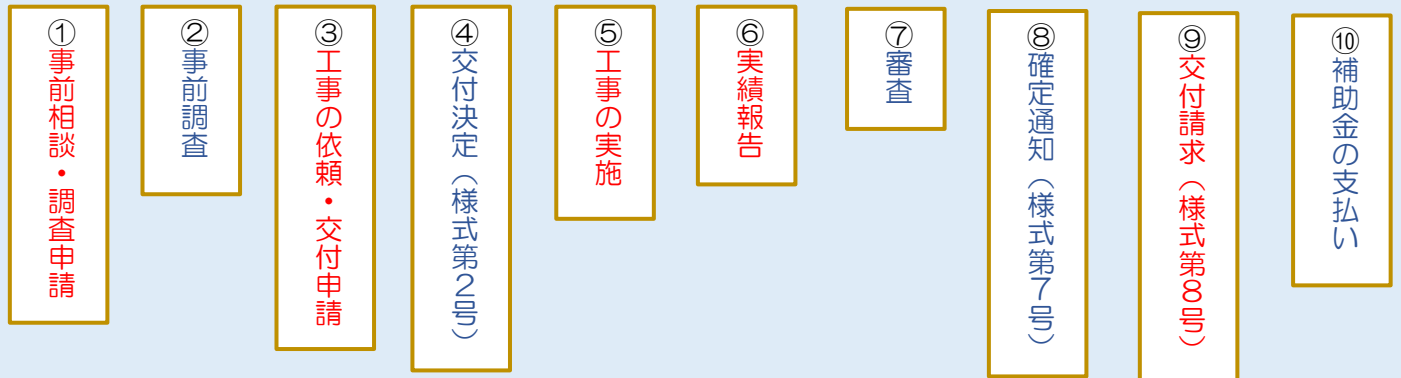
いづれか少ない額
なので②が補助額
となります

(※千円未満切捨て)

補助事業の手続きのながれ

赤：申請者

青：市役所危機管理課



【お問い合わせ先】

〒644-8686 御坊市藺 350 番地 2
御坊市役所 危機管理課

ロゴフォームにて補助金の相談を受け付けておりますので、二次元コードを読み取り、ご活用ください。

